

## 令和4年度春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、物価高騰の影響を受けながら児童に対して安定的な給食を実施している市内の私立保育園、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業所を設置する者の負担を軽減するために補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、令和4年度において物価高騰による給食費の影響分を全額負担している者で、市内にある次の各号のいずれかに該当する施設を規則第3条の規定による申請の日において設置している者とする。

- (1) 私立保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）
- (2) 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園をいう。）
- (3) 小規模保育事業所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条により設置された小規模保育事業所をいう。）

### (補助金額)

第3条 補助金の額は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの給食（午前及び午後おやつを除く。）に係る食材料の購入に際して算定した給食を必要と見込む児童数に1食当たり40円を乗じて得た額とする。

### (申請の期日)

第4条 規則第3条に規定する申請の期日は、次の各号に掲げる給食に係る期間に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 令和4年4月1日から同年9月30日まで 同年9月30日

(2) 令和4年10月1日から同年12月31日まで 同年12月31日

(3) 令和5年1月1日から同年3月31日まで 同年3月31日

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第3号に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 令和4年度春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金所要額調書（第1号様式）

(2) 令和4年度春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金児童数確認調書（第2号様式）

(3) 令和3年度及び令和4年度に係る春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第29号）第5条及び第38条に規定する重要事項を記した文書

(申請の取下げのできる期日)

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第10条の規定による補助金の額を確定した後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認める場合は、事業完了前においても概算額を交付することができる。この場合において、規則第10条の規定による補助金の額を確定した後に精算するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第9条による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 令和4年度春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金実績調書（第3号様式）

(2) 令和4年度春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金児童数実績調書  
(第4号様式)

(検査等)

第9条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

令和4年度春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金所要額調書

園名	給食実施児童数 (～月延見込人数) A	総事業費 B (A×40円)	補助基本額 C



第3号様式（第8条関係）

令和4年度春日井市私立保育園等給食費軽減対策補助金実績調書

園名	給食実施児童数 （～月延見込人数） A	総事業費 B（A×40円）	補助基本額 C

